

201501012A・B

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究事業

国内外における養子縁組の現状と  
子どものウエルビーイングを考慮した  
その実践手続きのあり方に関する研究

平成 27 年度 総括・分担研究報告書  
総合研究報告書（平成 26 / 27 年度）

研究代表者 林 浩康

# 目 次

## I. 総括研究報告

国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮した その実践手続きのあり方に関する研究（概要）	1
要保護児童の養子縁組相談支援ガイドラインに資する提言	10

## II. 分担研究報告

1. 児童相談所における養子縁組調査研究	23
2. 民間機関における養子縁組調査研究	79
3. 平成 27 年度産婦人科病院が行う養子縁組支援に関する研究の報告	125
4. 養子縁組あっせん事業者の安定した運営基盤のあり方について —特定非営利活動法人「環の会」の事例から—	155
5. 日本の国際養子縁組の課題と展望	167
6. 海外における養子縁組調査研究	227
7. 発達心理学を専門とする研究者によるグループインタビュー結果 「生みの親から養親候補者への適切な養育の引き継ぎおよび里親委託当初の養育について ～アタッチメント形成の観点から～」	487
III. 研究成果等の刊行	531
IV. 平成 26 年度研究結果概要	533

# 平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

## 総括研究報告

### 国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮した その実践手続きのあり方に関する研究

研究代表者 林 浩康 日本女子大学人間社会学部

**研究要旨：**本研究は 2 カ年計画で行われた。本報告はその最終年度の研究成果である。

本研究は以下の 4 つのテーマに基づく研究班により構成される。①児童相談所における養子縁組調査研究、②民間機関における養子縁組調査研究、③日本における国際養子縁組の調査研究、④国際・国内養子縁組を含む海外における調査研究である。海外研究はアジア（韓国）、ヨーロッパ（ドイツ、オーストリア、アイルランド、イギリス、フランス、ベルギー）、北米（アメリカ、カナダ）とした。また法学、心理学、医学等の研究者や養子縁組実務者をアドバイザーとして組織化し、隨時研究結果に関して意見交換できる体制を図ってきた。

研究体制は、研究代表者及び分担研究者 5 名、研究協力者 29 名、アドバイザー 8 名である。

研究結果は後の各研究班の報告書に掲載されている。

#### 研究参加者氏名・所属・職名

##### 研究分担者

林 浩康（代表）日本女子大学 教授  
益田 早苗 東京成徳大学 教授  
鈴木 博人 中央大学 教授  
高橋 由紀子 帝京大学 教授  
平田 美智子 和泉短期大学 教授

※ 所属は平成 28 年 3 月現在

##### 実践研究アドバイザー

岩崎 美枝子 公益社団法人  
家庭養護促進協会 理事  
大森 邦子 社会福祉法人  
日本国際社会事業団  
木ノ内 博道 公益財団法人  
全国里親会 副会長  
萬屋 育子 愛知教育大学 特任教授

##### 法律学 研究アドバイザー

棚村 政行 早稲田大学法学院 学術院 教授

##### 医学的観点からのアドバイザー

今村 定臣 公益社団法人  
日本医師会 常任理事  
鮫島 浩二 医療法人きずな会  
さめじまボンディングクリニック

##### 発達心理学 研究アドバイザー

久保田 まり 東洋英和女学院大学 教授

##### 発達心理学 研究協力者

遠藤 利彦 東京大学 教授  
近藤 清美 帝京大学 教授  
増沢 高 子どもの虹情報研修センター 研修部長

##### 研究協力者

菊池 緑 養子と里親を考える会 理事  
宮島 清 日本社会事業大学 准教授  
白井 千晶 静岡大学 准教授  
西野 奈穂子 NPO 法人子ども家族いきいき  
プロジェクト・あっとほーむ  
吉田 一史美 立命館大学 専門研究員  
野辺 陽子 高知県立大学 講師  
樂木 章子 岡山県立大学 准教授  
太田 真実 大阪府中央子ども家庭センター課長  
川松 亮 子どもの虹情報研修センター 研究部長  
櫻井 奈津子 和泉短期大学 教授  
高橋 一弘 大正大学 教授  
久保 樹里 大阪市こども相談センター 課長代理  
横堀 昌子 青山学院女子短期大学 教授  
山本 真知子 田園調布学園大学 助教  
山口 敬子 立教大学 助教  
栗原 明子 元埼玉県熊谷児童相談所長  
三輪 清子 立正大学 助教  
徳永 祥子 国立武蔵野学院 厚生労働教官  
増田 幸弘 日本女子大学 教授  
張 羽寧 キングスカレッジ大学院  
上鹿渡 和宏 長野大学 准教授  
姜 恩和 埼玉県立大学 講師  
森 和子 文京学院大学 准教授  
栗津 美穂 I F C A 代表  
山口 紀子 東洋英和女学院大学大学院学生  
高倉 正樹 読売新聞記者

## A. 研究体制・目的・内容

### (1) 研究体制

構成された各研究班において、各々のテーマに基づき調査研究を行う。

研究班は、①児童相談所における養子縁組に関する研究、②民間機関における養子縁組調査研究、③日本における国際養子縁組の調査研究、④国際・国内養子縁組を含む海外における調査研究の4つの研究班から構成される。海外研究はアジア（韓国）、ヨーロッパ（ドイツ、オーストリア、アイルランド、イギリス、フランス、ベルギー）、北米（アメリカ、カナダ）とした。

また法学、心理学、医学等の研究者や養子縁組実務者をアドバイザーとして組織化し、随時研究結果に関して意見交換できる体制を図ってきた。

研究体制は、研究代表者及び分担研究者5名、研究協力者29名、アドバイザー8名である。

### (2) 目的

養子縁組に関する相談支援については、養子縁組あっせん事業に関する行政通知において、養子縁組あっせん事業を行う民間事業者を指導する自治体に対する技術的助言は示されているものの、その実践手続き全体のあり方に関する明確な定めはない。こうした問題意識に基づき、本研究は、養子縁組の手続きに関する児童相談所や民間事業所における養子縁組の実態把握や基礎資料に基づき、子どものウェルビーイングを第一に考慮した養子縁組手続きや相談支援、および養子縁組後の相談支援等に関するガイドラインの作成に資する提言を行うことを目的とする。

### (3) 研究内容

初年度（平成26年度）は量的・質的調査に基づいた実態把握、先行研究レビュー、各機関における養子縁組手続きに関する文書や手引き書等の収集・分析等を通して、国内外における養子縁組に関与する公民機関における実態把握を行い、実践上の課題や政策的提言を行った。本報告はその最終年度の研究成果として、さらに詳細に公民機関における実態把握を行うと共に、養子縁組手続きに関するガイドラインや国際養子縁組のあり方に関して、学際的視点から、要保護児童の養子縁組相談支援ガイドラインに資する提言を行う。

## B. 研究方法・研究結果の概要

本研究では、学際的な研究チームで4つの分担研究班を組織し以下の方法で研究を実施した。

なお、いずれの調査も各大学において研究倫理審査を受審し、倫理規定に基づいて調査研究がなされた。

### 1. 児童相談所における養子縁組調査研究 「児童相談所における養子縁組に関する研究」

メンバーは以下の通りである。

林浩康（日本女子大学）、川松亮（子どもの虹情報研修センター）、櫻井奈津子（和泉短期大学）、横堀昌子（青山学院女子短期大学）、山口敬子（立教大学）、高橋一弘（大正大学）、久保樹里（大阪市子ども相談センター）、山本真知子（田園調布学園大学）、栗原明子（元埼玉県熊谷児童相談所）、三輪清子（立正大学）

- 全国全ての児童相談所に対し(2015年度開設児童相談所は除く)、質問紙を送付し、記入後返送してもらった。調査実施期間は2015年9月20日から10月13日。全国207カ所の児童相談所の内195カ所から回答を得、回収率、有効回答率はともに94.2%であった。全体票とともに、平成26年度に養子縁組里親委託した事例（養子縁組を前提とした養育里親委託を含む）で、

出生した産院から直接里親宅に引き取られた事例について個別調査票によって各児童相談所に対し調査を行った。39児童相談所(19.0%)から67の個人票が回収された。また初年度の実態調査を踏まえ、量的調査では把握が困難な実践手続きのあり方について、児童相談所組織としての考え方を明らかにするために、比較的積極的に養子縁組に取り組んでいると思われる児童相談所に対し、インタビュー調査を行った。研究結果概要は以下の通りである。

### 1) 児童相談所への質問紙票に基づいた研究結果概要 調査結果（全体票）

平成26年度に各児童相談所において養子縁組里親委託された件数（養子縁組を前提とした養育里親委託を含む）は282件、1児童相談所における最大値12件、平均1.5件である。0件の児童相談所は86児童相談所(44.1%)であった。282件のうち0歳で委託された件数は142件であり、約半数を占める。0歳で委託された場合の月齢は、0か月が最も多い69件（39児童相談所、全児童相談所の約2割）であり、0歳の委託の約半数を占めた。産院から養親候補者に直接里親委託されたケース（新生児委託ケース）のあった児童相談所は37児童相談所（19.0%）で、68件あった。平成26年度における障がい児の養子縁組里親委託については、全195の児童相談所（無回答3件含む）のうち、4児童相談所において実施されていた。委託件数は、すべて1件であった。

#### 調査結果（個人票）（出生した産院から直接里親宅に引き取られた事例＝新生児委託事例）

出生した産院から直接里親宅に引き取られた事例は全体票に基づく調査では68件あった。そのうち回答のあった67件について、養子縁組の初回相談の時期は全ての回答において、中絶可能な22週間未満(21週6日まで)を過ぎてからとなっている。出産当日が初回の相談だったのは、67件中8件で、約1割が出産当日に初回の相談を行っていることになる。加えて、出産当日を含めず、出産前後1週間に初回の相談があったのは10件であった。これに出産当日を加えると18件(すなわち約27%)が出産当日を含めた出産前後1週間に初回の相談を行っていることになる。その他の約7割は妊娠24週目以降に初回相談を行っている。

実親の同意については、67件の全ての回答において、同意確認を行っていることが明らかになった。同意確認の時期は、出生前のみ、出生前後、出生後のみ、などさまざまである。より詳細に見てみると、出生後に同意を確認している回答（出生前にも同意確認を行っているものも含む）は51件であり、76%が出生後にも同意確認をしている。そのうち、相談自体が出生後だったものは16件だった。また、出生前と出生後それぞれで1回以上の同意確認を行っている回答は29件あり4割を超した(43%)。出生前のみの同意確認は16件だった。

回数で見ると、同意確認は出生前の1回のみは9件であり、2回以上確認をとっているのは46件(68%)あった。3回以上同意を得ているとした回答は22件であった。また、非常に少数であったが、中には5回、あるいは7回の同意確認をとっているものもあり、実母のみならず実父や祖父母からも同意を得ているとした回答もあった。

養親に対する説明の内容および養親に求めた約束事については、回答のあった67件のうち、「実親が同意を撤回した場合には子どもを手放すことがあること」が54件(80.6%)で最も多かった。続いて、「子どもに障がい等が見つかっても手放さずに養育すること」、「子どもには出自を知る権利があること」および「子どもに対し真実告知すること」については、それぞれ51件(76.1%)であった。以下、「実親の状況にかかわらず養子縁組の意思に変わりがないこと」が44件(65.7%)、「子どもの性別を選ばないこと」が35件(52.2%)の順であった。

生みの親に求めた約束事（複数回答）については、無回答を除く 62 件のうち、一番多かつたものは、実子と面会や通信ができないこと 43 件（69.4%）、続いて自己の都合で実子に会わないとこと 34 件（54.8%）、養親と連絡を取らないこと 33 件（53.2%）の順であった。

出産前における実親・養親の面会状況については、回答のあった 67 件のうち、面会をしたのは 1 件（1.5%）のみで、66 件（98.5%）は面会をしていなかった。出産後における生みの親・子どもの面会状況・命名については、回答のあった 67 件のうち、「面会をした」は 23 件（34.3%）であり、命名に関しては、「生みの親」が 23 件（34.3%）、「養親」が 44 件（65.7%）であった。

## 2) 児童相談所へのインタビュー調査結果概要

前年度調査を踏まえ、養子縁組里親委託数や養子縁組成立件数が相対的に多い児童相談所から地域的分散を考慮し、12箇所の児童相談所を対象として選び、今年度随時訪問し里親・養子縁組に関係する職員にインタビューを行った（表1参照）。

表1についてであるが、かなり包括的な質問内容であった。したがってインタビュー者が行っている全ての実践内容が必ずしも全て反映された回答とはなっていない。すなわち、ある児童相談所で言及されている内容が、他の児童相談所で言及されていないからといって行われていないとは限らない。各質問項目について、インタビューからご回答頂いた内容をインタビューアーの主観に基づいて記載したものである。

## 2. 民間機関における養子縁組調査研究「平成27年度調査結果の概要」

メンバーは以下の通りである。

益田早苗（東京成徳大学）、白井千晶（静岡大学）、西野菜穂子（NPO 法人子どもいききプロジェクト・あつとほーむ）、吉田一史美（立命館大学）、樂木章子（岡山県立大学）、野辺陽子（高知県立大学）、太田真実（大阪府中央子ども家庭センター）

昨年度行った国内に存在する民間養子縁組機関を対象にヒアリング調査結果に基づき、分析を行った。研究結果概要は以下の通りである。

1) 研究目的：我が国の養子斡旋事業を行う民間機関の養子縁組における相談支援及び手続等の実態を把握し、適切な養子縁組支援の方法、必要とする体制や仕組み等について検討することを研究目的とした。

2) 研究方法：2013年4月1日時点で第二種社会福祉事業届出をおこなっている18機関および直近まで養子縁組に係る第二種社会福祉事業をおこなっていた1機関、計19機関のうち、協力の了解が得られた14機関を調査対象とし、2014年7月から2015年10月までの期間に半構成的インタビュー調査等を行った。結果は単純集計及び対象機関を①「産科系」：産科施設を母体（4機関）、②「行政系」：行政（児童相談所等）との業務提携（3機関）、③「独立系」：提携等がなく独立（5機関）、④「宗教系」：キリスト教系の信仰団体が母体（2機関）に分類して比較検討を行った。

### 3) 結果の概要

- ・ 対象機関の背景：設立基盤は12機関が法人となっており、調査時に任意団体となっていたのは産科系の2機関であった。事業開始年は1999年以前と2000年以降に大別したこと、それぞれ7機関ずつとなっていた。1999年以前に事業開始した機関は行政系3機関、宗教系2機関、産科系・独立系がそれぞれ1機関であり、2000年以降の事業開始

は独立系・産科系が多い傾向がみられた。所在地で最も多い地区は関東(8)、中国(2)、近畿(2)、中部(1)、九州(1)の順となっていた。

養子縁組を希望する実母の背景：実母の背景は多岐にわたっており、「外国籍」、「被虐待歴」、「精神疾患」、「薬物依存」6件、「HIV感染」、「レイプ後の妊娠」、「未婚」、「若年」、「アルコール問題」等となっていた。子どもの要保護性以前に、実母に要保護性があるケースが少なくない。行政系、宗教系に比較して産科系、独立系の実母に深刻で複雑な背景が多い傾向であった。

- ・ 妊娠支援と実母による養育のための支援：多くの民間機関が妊娠期から支援を先進的に行っており、養子希望の相談が第一義ではなく、まずは実母の養育の可能性を探り、実母の意思決定を慎重かつ丁寧に行う等適切な対応が行う機関が多かった。児童相談所に比較して柔軟に対応しているため、妊婦・実母が相談しやすく、電話やメール・SNSなどの手段で多くの相談が寄せられていた。
- ・ 子どもの要保護性、養親の適格性、養子縁組方式、支援内容、必要書類等の基準・共通性：養親の適格性、実親の同意、縁組方式、アセスメント内容がそれぞれの民間機関により独自に行われており、方法や基準等の共通性や明文化されたものは少なかった。それぞれの機関の方式によってケアの質が左右され、実母・養親・養子が不利益を受けるリスクも考えられた。
- ・ 養親候補者への支援の実際：養親候補者への養育開始時に向けた育児技術の準備としては多くの機関が2泊3日程度の教育入院及び育児トレーニングを行っていた。教育入院及び育児トレーニングは非常に大切な支援であるが、実母の出産後に1回程度、子どもの委託前に単発的に行われるだけであり、少数ではあるが実技を伴わず知識提供だけの機関もあり、養育に向けた支援としては不十分と考えられた。子どもを委託後は、家庭訪問、家庭裁判所との手続きの支援、養育相談等きめ細やかな支援が行われていた。児童相談所、家庭裁判所、行政や保健センター等の関係機関との連携を支援し、居住地の里親会や養親の会等の情報提供を行うなど機関連携の支援は丁寧に行われていた。
- ・ 出産時・養子縁組後の実母への支援：妊娠中の女性と子どもの保護を目的とした宿泊施設を備えている機関は数件と少なく、さらに養親に委託されるまでの子どもの居場所がない等の意見がみられていた。出産後の実母への対応は、子どもとの面会・抱っこ・授乳（母乳）などの子どもとの接触をすすめ、実母の希望や気持ちを尊重した適切な支援を行う機関が多かった。その後の連絡や仲介心理的サポート等をしているが、縁組後は連絡や交流を行わない機関や実母が連絡等を希望しないケースもあり、様々な支援の方法がとられていた。
- ・ 養子への支援・出自を知る権利のサポート：養子への支援では、養親の交流会等で養子の参加を促し子ども自身の交流を促す、その後に養子の障害や疾病があれば支援する、家庭訪問をする機関があるが、養子への支援については実母・養親に比較して少ない状況であった。子どもの出自を知る権利に対しては、行政系が明確な指針を持つ一方で、子どもへの支援方法が不明な機関が複数あった。また、事業開始から時間があまり経過していない機関は、養子の成長とともに今後は専門的な支援スキルが必要になると推測された。

- ・ **記録の保管・財政状況**：記録の保管については、現状では多くの機関が紙ベースであるが、今後は電子データ化の必要性を認識していた。また、民間機関のみでの記録の保管に危機感も持っており、公的機関における最終的なデータ保管の必要性が指摘されている。財政基盤や助成については、予算の確保や活動資金・実費の徴収や経済的に困窮している実母への金銭支援等の問題が散見され、機関の活動における経済的問題が明らかであった。
- ・ **民間機関と行政との連携**：妊娠相談および養子縁組における実母や養親への支援の際に、児童相談所・行政との連携協力がスムーズに行われていないとする機関が多かった。民間機関は児童相談所・行政との連携を望んでいるが、児童相談所・行政が応えてくれない、妊娠相談および養子縁組における実母や養親への支援の際に、児童相談所・行政との連携協力がスムーズに行われていないとする民間機関が多かった

#### 提言骨子

- (1) 妊娠・出産・養育に悩む女性の相談支援機関を今後は全国規模で開設する必要がある
- (2) 児童福祉法に特別養子縁組について組み入れ明記する
- (3) 養親の適格性、実親の同意を猶予する期間、縁組方式、必要経費等についてのガイドライン、および記録様式・アセスメント項目等の共通フォーマットが必要である。
- (4) 民間機関の設立の最低基準のガイドラインが必要である
- (5) 民間の養子縁組事業を認可制・許可制にし、支援の質を担保することが必要
- (6) 許可された事業所には経済的支弁が必要である
- (7) 第3者評価システムが必要である
- (8) 記録・データは、国(厚労省)又は児童相談所等の公的機関が管理(一元管理)することが必要
- (9) 関係機関・公的機関との連携方法、役割分担を明確にする必要がある。

#### 3. 産婦人科病院が行う養子縁組支援に関する研究（最終報告）

宮島清（日本社会事業大学）が担当し、全国20カ所の産婦人科病院と協力して、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」を設立し、自らの病院で養子縁組支援を行うとともに、この協議会の本部事務局の役割を果たすさめじまボンディングクリニックで行われている支援内容について、参与観察を昨年度に続き行い、考察を行った。

#### 4. 養子縁組あっせん事業者の安定した運営基盤のあり方について—特定非営利活動法人「環の会」の事例から—

高倉正樹（読売新聞社）が担当し、民間養子縁組相談支援機関である特定非営利活動法人「環の会」（東京都新宿区）の実践活動を検証し、安定した運営基盤のあり方について考察を行った。

#### 5. 日本の国際養子縁組の課題と展望

メンバーは以下の通りである。

平田美智子（和泉短期大学）、菊池緑（養子と里親を考える会）、益田早苗（東京成徳大学）、姜恩和（埼玉県立大学）

今年度は、「1993年ハーグ国際養子条約」の内容を研究し、日本や諸外国の現状と照らし合わせ、条約批准を検討することを目的とした。そのためハーグ私法会議事務局の法律家（ローラ・マルティネス氏）を講師に迎え、本研究員全員で講義を聞き、講演の内容を文字化し分析した。日本が条約を批准することにより、どのようなメリットがあるかを検討し、諸外国の事例を対比した。

### 1) 研究目的・方法

「1993年国際養子縁組における子の保護及び協力に関するハーグ私法条約」（以下「ハーグ条約」と略）の内容を研究し、日本や諸外国（ベルギーと韓国）の現状と照らし合わせ、条約を締結しない場合のリスクと締結をした場合のメリットに関して整理することを目的とした。

研究方法は、ハーグ私法会議事務局の法律家（ローラ・マルティネス氏）を講師に迎えた講演会を開催し、本研究員全員で講演を聞き、講演の発言と資料を文字化し分析した。日本が条約を締結しない場合とした場合を比較し、諸外国（ベルギーと韓国）の事例と対比し、結果を導いた。研究結果概要は以下の通りである。

### 2) 結果概要

日本がハーグ条約を締結しない場合は以下のようなリスクがある。

- (1) 子どもの最善の利益の尊重と補完性の原則が保障されない：パーマネンシーを保障するため実親、親族、養子縁組（国内でまず探し、見つからない場合は国際養子へ）、恒久的な里親、と補完性の原則に沿って、子どもの養育先が決まるのではなく、実親の希望で国際養子に出されることがある。
  - (2) 民間機関が認可制でない：民間機関は認可を受けておらず、公的な指導・監督を受けていない為、養子縁組の実務が標準化されておらず、子どもの権利侵害（誘拐・奪取・売買など）があつても防止することができない。
  - (3) 中央当局がなく、養子の情報が一元的に保管されていない：国際養子縁組を含む国内の養子縁組を管理する中央当局などが定まっていなかったため、日本から国際養子縁組で国外に出る子どもの情報が不明確で、養子の情報に関しては、各民間機関が保存しており、民間機関が存続しなくなった場合には養子の情報が残されることもありうる。
- また、日本がハーグ条約を締結した場合、以下のようなメリットがある。
- (1) 子どもの最善の利益を尊重：養子縁組は実親が育てられない子どもの代替的養護の一つの選択として、児童福祉法に規定される。子どもの養育はまず実親が、そして次は親族、それが無理な場合、国内の養子縁組、そして国際養子縁組と補完性の原則を遵守した法律が規定される。養子縁組あつせん支援は、官民の連携で実践され、保護を必要とする子どもはすべて児童福祉法に基づく公的な保護を受けることになる。
  - (2) 認可された養子縁組機関：国際養子縁組業務は、専門性の高いソーシャルワークが求められるため、民間機関は認可され、社会福祉士などの専門家が配置され、標準化された養子縁組あつせん支援が明確になる。認可された民間機関は、公的な支援を受ける代わりに、公的指導監督を受ける。
  - (3) 中央当局の設置：国際養子縁組を含め、養子と養親の情報を一元的に管理する権限のある当局と中央当局が設置され、児童相談所の管内を越えた広域で養親候補者を探し、マッチングが行われる。国内で養親候補者が見つからなかつた特別のニーズ（高齢児・きょうだい・

病気や障がい)をもつ子どもは、国際養子縁組で養親候補者を探すべく中央当局を通して締約国へ連絡をする。反対に、締約国から日本に養子の候補児の連絡が中央当局に入ってくるようになり、養親希望者がいれば家庭調書を送る。

### 結論

日本がハーグ条約を締結する決意をすることにより、官民双方で行われている養子縁組あっせん支援が公的な児童福祉の大枠に入る。その結果、国際養子縁組が国内で恒久的な代替的養護家庭が見つけられない子どもに家庭環境を提供する代替的養護の手段となる。日本における条約の締結は意義深いことであり、子どもの最善の利益を守るためにも条約の署名・批准の検討を進めることを提案する。

## 6. 国際・国内養子縁組を含む海外における調査研究「海外における養子縁組制度と実務に関する研究」

メンバーは以下の通りである。

オーストリア：鈴木博人（中央大学）、ドイツ：高橋由紀子（帝京大学）、フランス・ベルギー：菊池縁（養子と里親を考える会）、アイルランド：徳永祥子（国立武蔵野学園）・増田幸弘（日本女子大学）、イギリス：帳羽寧（キングスカレッジ大学院）上鹿渡和宏（長野大学）、アメリカ：栗津美穂（IFCA）、韓国：姜恩和（埼玉県立大学）・野辺陽子（高知県立大学）、カナダ：森和子（文京学院大学）

カナダ、韓国、米国、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、オーストリア、ベルギーの9か国の養子縁組あっせんに関する基本的制度および実践手続の現状を明らかにし、日本における福祉制度としての養子縁組のあり方を検討するための基礎的資料を提供することを目的とした。さらに、これらの9か国の制度と実践手続を国際比較して、福祉的養子縁組がどのような方向で整備され、実践されているのかを明らかにし、考察することを平成27年度の目標とした。

これらの研究は、現地の実務機関又は研究機関を訪問し、研究者又は実務家のインタビュー調査を行い、提供された資料とその他の文献をもとに研究を進めた。平成27年度は、新たにカナダのブリティッシュ・コロンビア州、イギリス、米国およびアイルランドの関係諸機関の訪問調査を行ったほか、オーストリア、韓国、ベルギーのフランス語共同体の養子縁組サービスに関する訪問調査と文献研究を行った。国別調査研究とは別に、9か国の制度と実践手続を国際比較するため、新たに共通の質問票を作成し、《実務のガイドライン草案（素案）》の項目に沿って質問を設定した。国による違いをより明確にし、国際的傾向を把握し、今後のガイドライン作成の参考資料として提供することを目指した。その結果の概要として国際比較表1と国際比較表2を掲載する。

## 7. 発達心理学を専門とする研究者によるグループインタビュー結果

「生みの親から養親候補者への適切な養育の引き継ぎおよび里親委託当初の養育について～アタッチメント形成の観点から～」をテーマに遠藤利彦氏（東京大学）、久保田まり氏（東洋英和女学院大学）、近藤清美氏（帝京大学）、増沢高氏（子どもの虹情報研修センター）によるグループインタビューを行い、発達心理学の観点から以下の質問項目について議論頂いた。

## 質問項目

1. アタッチメント関係形成の対象人物となる要件
2. 新生児委託のあり方について
  - (1) 出産直後、生みの親から養親候補者に養育を引き継ぐ際、考慮しなければならないこと。
  - (2) 出産後一定の環境が保障された場所で一時的に養育される場合、その一定環境の構成要件
  - (3) その一時的期間の限界
3. 施設養護からの委託のあり方について
  - (1) 施設から養親候補者に養育を引き継ぐ際、考慮しなければならないこと
  - (2) アタッチメント形成上課題を抱える子どもの里親委託時における養育環境のあり方
    - ① 委託初期における里親以外のオルタナティブ・アタッチメント・フィギアの活用や複数アタッチメント形成の可能性
    - ② 退行やいわゆる試し行動を表出す委託当初の保育所利用などをどう考えるか
  - (3) 生みの親と養親が交流を継続するオープンアドプロションと子どもへの影響

## コメント

これまで経験的に語られてきた養子縁組相談支援過程のあり方について、発達心理学の観点から検討することを目的に、子どものウエルビーイングを考慮した出産後の養育の引き継ぎのあり方について、グループ・インタビューを実施した。議論の中心は、新生児の産院から養親候補者への養育の引き継ぎについてである。産院から直接養親候補者に引き継ぐのではなく、一時的に養育をそれ以外の者に託すということも、一部の児童相談所や民間機関で行われている。その目的は、子どもの心身の発達のアセスメント、あるいは生みの親の意思決定の揺らぎ期間の保障、新生児期の適切な養育の確保と養親候補者への委託後の支援者の確保等が考えられる。こうした期間の確保が子どもに与える影響については、個別応答的環境が保障され、かつ、おおよそ半年以内であれば、その養育者との別離が子どもに問題をもたらすことはないという見解は、ほぼ一致した。ただ敢えてこうした期間を保障し、新生児という大事な時期を、養親候補者ではなく、別の養育者に委ねる必要性については賛否両論存在し、個々の状況に応じて判断する必要があるといえる。

## C. 要保護児童の養子縁組相談支援ガイドラインに資する提言

以上の研究成果および研究アドバイザーを中心とした個別インタビュー等を通して、平成27年度においては、要保護児童への養子縁組に関するガイドラインに資する提言を行う。

# 要保護児童の養子縁組相談支援ガイドラインに資する提言

## I 養子縁組の理念

### 1 養子縁組の目的

養子縁組には、生みの親及びその家族による養育が見込めない要保護児童の最善の利益を考慮して、法律上の親子関係を成立させ、恒久的な家族を提供する目的がある。

(補足)

こうした考え方は「児童の権利に関する条約（以下、条約）」や「児童の代替的養護に関する指針（以下、指針）」に基づくものである。すなわち条約の前文に「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」とあり、指針には「（前略）代替的養護を受けている児童に関する決定は、安定した家庭を児童に保障すること、及び養護者に対する安全かつ継続的な愛着心という児童の基本的なニーズを満たすことの重要性を十分に尊重すべきであり、一般的に永続性が主要な目標となる」とある。

さらに、法律上の親子関係を成立させる養子縁組の目的は、こうした安定した養育環境を保障することだけではなく、成人となった後も永続的に関係を継続できる家族を提供することであるといえる。

### 2 養子縁組の位置づけ

- ① まず生みの親による養育を優先し、次に親族による家庭養育を考慮することとし、その可能性を十分検討するとともに、そのための支援を十分に行う。
- ② 生みの親及び親族が子どもを養育できる状態にない場合、子どもの最善の利益を考慮して、恒久的な家族を提供する養子縁組、それが困難な場合は長期養育の可能な里親を施設養護に優先して選択する。
- ③ 養子縁組は、新生児や乳幼児に限らず、あらゆる年代の子どもに考慮すべきである。
- ④ 養親は、子どもにとって生みの親の存在の大切さを意識し、子どもはできる限りその父母を知る権利を有することを認識して、子どもを養育する。

(補足)

条約の第7条に「（前略）できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」、「児童を家族の養護から離脱させることは最終手段とみなされるべきであり」と規定されており、指針にも「児童が家族の養育を受け続けられるようにするための活動、又は児童を家族による養育のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカファールなどの適当な永続的解決策を探ること」と規定されている。

こうした子どもの権利を十分に説明したとしても、生みの親自身が家族や親族との接触を拒み、子どもの養育を親族に託したくないと考える場合もある。支援者が接触を試みようとして生みの親との関係が途絶えることになれば子どもの安全が確保されているのか確認できなくなる恐れもある。したがって家族や親族への接触を絶対視せず、状況に応じて柔軟に、また、粘り強く対応する必要がある。

## II ガイドラインの理念

### 1 ガイドラインの目的

ガイドラインは子どもの最善の利益に適った養子縁組相談支援の適切な実行を目的に、その体制及び実践内容等について明らかにするものである。

### 2 業務実施方針

あらゆる養子縁組に係る業務は公民機関（児童相談所、市町村、民間養子縁組機関、その他児童福祉、母子保健、母子福祉、精神保健等関連の公民機関）の連携の下に進める。特に妊娠相談及び生みの親や子どもの保護に関しては、連携を念頭において進めることが必要である。

(補足)

ここでは養親となることを希望する者を「養親希望者」、民間養子縁組機関において一定の調査や研修受講等を経て認定された養子縁組希望者を「養親登録者」、児童相談所あるいは民間養子縁組機関における「養子縁組希望里親」あるいは「養親登録者」の中でマッチング後、実際に子どもを委託する者を「養親候補者」と表す。

## III 体制

### 1 民間養子縁組機関の許可基準の内容・職員体制

#### (1) 許可基準内容

- ① 民間養子縁組機関はこれらかの法人格を有し、養子縁組相談支援のための独立した事務所を確保すること
- ② 独立した会計の下、法人経営のための必要な経理的基礎があること
- ③ 営利を目的とせず、以下の 1)～6)の内容を遵守あるいは体制確保を図ること。なお体制確保に関しては、他機関との連携により確保することも考慮すること。

- 1) 業務方針と方法を定めた企画書・業務方法書の作成
- 2) 個人情報の適切な管理
- 3) 養親候補者へ委託するまでの子どもの一時的養育については、安全かつ安心できる環境を確保すること
- 4) 研修の実施（職員に対する研修、養親希望者への研修の義務化）
- 5) 養親希望者の認定に関して外部審査体制を確保するか、児童相談所における里親登録を要件とする。なお、前者の評価体制をいくつかの

機関と協働して確保することも考えられる。

#### 6) 縁組ケースや運営状況等に関する第三者評価システムの確立 (補足)

厚労省による通知「養子縁組あっせん事業の指導について（以下、「指導通知」）」には、「養子縁組あっせん事業は、単に養親希望者へ児童をあっせんすることにとどまらず、生みの親への相談支援、児童や養親希望者に対する家庭調査、養子縁組あっせんにより新たに親子となった者に対する相談支援、成長した児童に対する養子縁組あっせん後の相談支援等親子に係る一連の支援を行わなければならないものである」とある。

本研究でも「2. 民間機関における養子縁組調査研究」で11点の提言がなされ、より民間機関に期待するものであるが、そのような業務を総合的に個人で行うことは困難ではないか。また、法人格を有する機関であっても、妊娠相談や出産、出産後の子どもの保護などは他の機関との連携によって運用する業務の流れとしている場合もある。

本研究における平成26年度中間まとめでも指摘したとおり、民間機関による適切な支援を担保し、社会的な信頼性を高めるため、許可制を導入し、提供する相談支援の質の向上のために第三者評価の受審を行うことを踏まえ、そのための十分な体制を備えるために、できる限り何らかの法人格を有すべきことを提言する。

#### (2) 職員体制

多職種チームによる実践が可能な職員（ソーシャルワーカー、助産師、臨床心理士、医師等）の配置が望ましい。一定の業務水準を維持するためには、常勤換算2名（社会福祉士1名、助産師1名）と非常勤相当2名（心理職、事務職等）の職員配置が望ましい。

#### (補足)

平成26年度報告書「産婦人科病院が行う養子縁組支援に関する研究」で事例が紹介されているが、養子縁組を希望する生みの親等の相談は複雑であり、妊娠中の場合はその母胎への配慮も含め、特別なノウハウが必要である。そのため民間機関は独自の工夫を重ね、丁寧な取組を重ねてきている。

その実態から、適切な養子縁組相談支援のためには専門性をもった職員体制が必要である。今後身近な地域でも養子縁組に関する相談ができる体制とするためには、公民を問わず、養子縁組あっせんの専門的知見を研究等で客観化し、より適切な手続きがなされるよう実践を積み重ねる必要がある。

## 2 児童相談所の体制

- ① (里親) 養子縁組を担当する常勤専任職員の配置
- ② 養子縁組希望里親の登録は、養育里親と分離して行う。ただし、双方への重複登録を妨げない。
- ③ 養親希望者研修実施の義務化
- ④ 養子縁組希望里親研修受講の義務化
- ⑤ 業務方法書の作成

## (補足)

児童相談所における養子縁組の取組は自治体によって様々である。養子縁組の理念を踏まえ、児童相談所における体制整備が必要である。

例えば、養子縁組希望里親と養育里親を明確に区別して登録する児童相談所もあれば、養育里親に含めて登録する児童相談所もあるなどさまざまである。研修義務化とした場合に、恒久的な家族となることを希望する養子縁組希望里親を対象とした研修プログラムの必要性が指摘されており、今後の研究が必要である。

## 3 他機関との連携体制

- ① 養子縁組を必要とする子どもも、生みの親、養親に適切な養子縁組相談支援を行うためには、他機関との連携が望ましい。連携体制を維持するには、日頃からの関係形成を意識し、信頼関係の形成に努めることが重要である。養子縁組機関間連携には児童相談所間の自治体をまたがる連携、児童相談所と民間養子縁組機関との連携、民間養子縁組機関間の連携が考えられる。
- ② 養子縁組相談支援業務については、複数の機関で連携して実施する必要があり、妊娠や出産に関する相談支援機能の充実と妊娠相談機関との連携、全国妊娠SOSネットワーク連絡会議（妊娠相談機関）、産婦人科医、市区町村による母子保健や子育て支援サービス、母子生活支援施設、婦人保護施設等との連携が重要となる。また乳児院や児童養護施設において養子縁組を必要とする子どもたちが存在することや、子どもの一時的保護のために、それら施設や里親と連携する場合も考えられる。既存の里親支援機関や児童家庭支援センターを養子縁組支援機関として活用することも考えられる。

## 4 養子縁組希望里親・養親登録者情報の管理体制

国際条約では、国際養子縁組は国内で受け入れ家族を見いだせない子どもに代替的手段として認められている。現在国内で受け入れ家族が見いだせず、国際養子縁組の対象となる子どもには、年齢の高い子ども、障がいのある子どもが含まれている。国内において、幅広く養親を探すシステムをつくり、出身国内で養親候補者を探す努力を最大限に行う必要がある。そのため、養子縁組希望里親・養親登録者（以下、「登録者」という。）子どもの情報を一元化することによって広域的マッチングを可能にするシステムを設けることを国際条約では奨励している。

日本では当座、各都道府県の中央児童相談所で都道府県内の児童相談所及び民間養子縁組機関における登録者の情報を一元的に管理し、養親候補者を探すシステムをつくることも考えられる。なお長期的課題としてこれらを一括管理する中央管理局の設置が考えられる。

## IV 実践

### 1 養子縁組の対象となる子ども

- (1) 親が養子縁組に同意した要保護児童。
- (2) 特別養子縁組の場合、民法に定める実父母の同意を必要としない場合に該当する等、児童相談所が援助方針会議において養子縁組を適当と認めた子ども。

これらの事例の場合は、まず生みの親の状況を詳細に調査する必要があり、児童相談所が対応することが望ましい。また施設入所が長期化し、生みの親による養育が困難な子どもに対しても、養子縁組の可能性を積極的に検討する。

### 2 生みの親の相談・支援

- (1) 妊娠中あるいは生みの親の存在が明確な場合、生みの親と必ず面接して事情を聴取する。状況によっては、生みの親（パートナーを含む）の家族や親族との面談を行う。それによって、生みの親の養育力やその環境等のアセスメントを行う。
- (2) 生みの親が自ら育てる場合や養子縁組を行う場合について十分に社会資源等に関する情報を提供し、生みの親の揺れ動く気持ちに寄り添いながら、意思決定を支援する。生みの親の状況に応じて、提供されるべき情報の具体的な内容としては、助産制度の説明を含む妊娠・出産に関する情報、妊娠中の生活場所等に関する情報、生活費に関する情報、ひとり親に関する情報、就労支援、法的な対応に関する情報等あらゆる社会資源に関する情報が考えられる。
- (3) 生みの親が子どもを養育できない状況にもかかわらず、養子縁組に罪悪感等の不安を示す場合などは、養子縁組に関する詳細な説明をわかりやすい表現で伝えるとともに、養子縁組によって恒久的な家族を提供することは子どものウエルビーイングを実現する重要な選択肢のひとつでもあることを伝える。  
また、生みの親は不安定な精神状態にあり、時にはリストカットや黙秘を続けるというような行動をとることがある。そうしたリスクを考慮し、公民養子縁組機関は病院と連携し十分な支援を継続する。
- (4) 生みの親が未成年で高校等に在学中である場合、高校等から退学を強いられる場合がある。学業が継続できるよう配慮する必要がある。
- (5) 生みの親が養子縁組を決定した場合でも、養子縁組成立までいつでも決定を撤回できることを伝え、またその期間を保障する。
- (6) 生みの親が自ら養育することを決意した場合は、生みの親に妊娠に関する相談や子育ての悩みに関する相談を、市町村の母子保健・児童相談担当課、あるいは児童相談所がいつでも受けていることを伝える。家族からでも相談できることを併せて伝える。

一方、公民養子縁組機関は、市区町村の母子保健や児童相談担当に情報提供し、支援が引き継がれるようにしなければならない。子どもは引

き続き要支援家庭にあることを踏まえ、引き継ぎ先となる市区町村の母子保健や児童相談担当と個人情報の共有を可能とするために要保護児童対策地域協議会を活用する。

- (7) 生みの親が養子縁組を検討中あるいは決定後に子どもを養育している場合、子どもが要支援児であることを踏まえ、子ども及び生みの親への継続的な心身の支援をするとともに、状況に応じて必要な関係機関（例えば、(2) の情報提供内容として例示した支援の所管機関等）と連携する。
- (8) 生みの親が子どもを養育できない場合、養親候補者に委託するまでの期間、児童を安全に保護・養育する環境を整える。なお、1ヶ月以上乳児を養育する場合は、児童福祉法第30条に基づき同居児童の届出を行う。

### 3 意思決定支援過程と同意の取り方等

- (1) 生みの親の同意は、養親候補者の選定、養親候補者と子どもの面会、養親候補者による子どもの養育等の段階ごとに書面でとる。  
生みの親が未成年の場合はその親権者の同意も必要である。また、生みの親に配偶者がある場合は配偶者の同意を確認することが望ましい。
- (2) 生みの親の同意を取る際に、強制や圧力があつてはならない。よって、生みの親に対して、諸費用を請求する場合、現状の仕組みでは妥当ではあるが、そのことが生みの親の養子縁組への意思決定に対する圧力になつていなか十分に確認しなければならない。また、同意をとる際に、撤回の自由を伝え、それを保障する。
- (3) 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望し、新生児委託を予定している場合でも、生みの親の心身の状態が出産前後で大きく変化することを踏まえ、出産後に同意をとることとする。出産を終えたばかりの生みの親が平静を取り戻し、同意内容について考える時間と環境が与えられることが必要不可欠である。また生まれた子どもとの交流を禁止してはならない。生みの親に面会交流を強要するようなことがあつてはならないが、面会や授乳・沐浴を行うことによって、子どもを託すことについて納得できる例や、その事実や経験が、生みの親の生活の立て直しの端緒となる例がある。  
よって、養親候補者と児童が面会することへの生みの親の同意は、子どもの出生後に行うことを原則とする。養親候補者には、子どもの心身の状況、養子縁組を必要とする理由等について伝え、その上でその子どもの養親になることを希望するか否かの確認をとる。
- (4) 初回相談・面談の際は、養子縁組に関する詳細な情報を提供したとしても、その内容を吟味し、熟慮した上で意思決定できるよう、同意を保留にする等の配慮が必要である。ただし、生みの親の状況によって初回相談・面談の段階で同意を取ることが子どもの最善の利益に適う場合にはその限りではない。その場合でも、その後の相談支援において生みの親の状況変化なども起こりうることから、生みの親の状況等を慎重に確

認しながら、改めて同意を確認することが望ましい。

- (5) 生みの親が養子縁組に同意した場合、養子縁組の手続きに必要な情報や証書類を収集する。また出生届出、手続き過程における家庭裁判所の調査への協力、場合によっては写真、子どもへの手紙、あるいは真実告知に有益な情報に関する筆記などを依頼することも考えられる。

#### 4 養親希望者の相談支援

##### (1) 養親希望者への情報提供と研修

- ① 養親希望者に提供する情報の内容は、養子縁組に関する詳細な説明、養子縁組成立までの生みの親の同意の撤回の可能性、子どもの疾病や障がいの可能性、生みの親との接触に関する取り決め、費用、養親適格性の判断基準、委託後の支援内容、家庭裁判所への申し立て方法、研修の案内、真実告知、縁組成立後の支援内容といったことが考えられる。
- ② 養親希望者への研修は、公民連携等により実施することも可能である（「II 体制」を参照）。研修では、養親希望者は養子となる子どもの特性や子どもの発達への理解を深めるとともに、養育における子どもへの関わり方などを習得するとともに、養子縁組機関にとっては、養親希望者の研修時の様子などから、養親希望者の強みの把握など貴重な情報収集の機会となる。

##### (2) 養親希望者の家庭調査と養親希望者の適性の評価

###### ① 方法

家庭調査は、必ず3回以上面接を行い、うち少なくとも1回は家庭訪問を行う。書面による申込書や面談での養親希望者のイメージと、生活状況が反映された家庭内の印象とは異なる場合もある。婚姻している場合は、必ず夫婦とともに面接を行う。また、家庭訪問の機会を利用するなどして、他の同居家族にも面接を行う。

###### ② 養親希望者の認定システム

養親希望者の適性については、様々な観点から判断することが望ましく、年齢や職業の有無など単一の理由で判断せず、子どもの養育に対する強みや弱みを総合的に勘案して判断すべきである。一方、養親希望者においても、例えば、児童福祉法第34条の20に規定される養育里親となることができない者に該当しないことを自己申告又は誓約するなど、自らの適格性を示すために協力すべきである。

児童相談所の場合は、里親の認定にあたって都道府県児童福祉審議会に意見を聴くこととされている。民間機関でも養親希望者に関する様々な情報を勘案するだけでなく、外部の有識者を含む審査会を設定する等により客観的に認定の可否を判断することが望ましい。あるいは、民間機関は児童相談所と連携して養子縁組希望里親への登録をこれに代えることができるようなしくみも必要である。

##### (3) 一定の様式に基づいた登録者に関する報告書の作成

記載すべき内容は、家族構成、登録者の生育歴、住宅状況、所得、嗜好・趣味、ペット、申し込み動機、研修受講の感想、養育方針、養育観、養育経験、健康状態、家庭生活の様子、親族・近隣関係、同居家族の縁組への思い、これまで抱えてきた喪失感の具体的な内容とそれへの対応などが考えられる。

## 5 子どもと登録者のマッチング

### (1) 国内養子縁組の場合

子どもの最善の利益の観点から、国内での養子縁組の可能性を最大限検討するために、登録者から広域に捜すことが必要である。そのため、例えば次のような公民連携に基づいたマッチングが考えられる。

- ・ 中央児童相談所において公民機関における当該自治体に住所を有する登録者の情報を一元的に管理する。
- ・ 民間養子縁組機関は、当該自治体内に住所を有する登録者の情報を当該自治体の中央児童相談所に提出する。
- ・ 養子縁組機関は公民を問わず、中央児童相談所からの情報に基づき、できるだけ速やかに登録者の情報を全ての養子縁組を必要とする子どもに提供できるよう、連携してマッチングを行う。

### (2) 国際養子縁組の場合

日本には中央当局がなく、登録者の情報を効率的に検討することはできないため、国内養子縁組の可能性を徹底して模索することが困難な状況である。また現在は国際養子縁組を行う民間機関が独自に国際的な基準に則った実践に取り組むという個別の努力によって個別に対応することになっているが、ハーグ条約締約国における中央当局からは国としての対応を期待されている。さらに、課題となるのは養子縁組によって出国した子どもの数を把握できない状況にある。

このようなことから、ここでは中央当局を設定すべきことを提言するとともに、その場合の国際養子縁組におけるマッチングのあり方を示す。

#### ① 外国から来る子どものマッチング（出身国が行う）

まず、子どもの居住する国（出身国）の児童福祉制度を使って、子どもの親や親族が子どもを養育できないか、可能性を探る。それが、実現されない場合に子どもは養子縁組の候補児となり、児童調査が実施される。日本国内に居住する養親希望者は、認可を受けた養子縁組機関で家庭調査及び研修を受けて登録者となり、その結果を当該機関を通して子どもの居住する国の中央当局へ送る。中央当局より送られた養親登録者が的確であると出身国の権限ある機関で判断された場合、子どものマッチングが成立する。

#### ② 外国へ行く子どものマッチング（出身国である日本が行う）

同じく日本国内で親や親族の養育を考え、それが無理な場合、子どもの調査がなされ、ニーズが明らかにされる。日本国内での養子縁組が検討され、特別なニーズのために国内で養親候補者が見つからない

場合、国際養子縁組の候補児となる。海外から送られた家庭調書の中から、子どものニーズを最も満たす養親候補者が選択され、日本の児童相談所の援助方針会議や民間養子縁組機関でマッチング結果が承認される。

## 6 委託後における養子縁組成立前の養親候補者支援

### (1) 定期的な家庭訪問による支援の実施

養親候補者には、子どもとの同居開始から特別養子縁組が成立するまでの監護期間（試験養育期間）中、子どもの試し行動をはじめ、子育てについての様々な悩みや不安が生じる。養子縁組相談支援を行う者は、このような養親候補者に寄り添って支援することが必要となる。また、市町村における子育て支援サービスに関する情報や、養親の当事者会等に関する情報を伝え、積極的に利用できるよう支援する必要がある。さらに、生みの親が養子縁組の意向を翻す場合もありうるため、その際の養親候補者のサポートも重要である。このため、定期的な家庭訪問などにより、養親候補者に寄り添い、養親子関係を把握することが必要である。

### (2) 養親としての準備支援

具体的な養育技術や知識に関して研修・実習等を通して身に付けた内容が日常生活のなかで、適切に応用できるかを確認する。また、緊急時の対応等を含め、具体的な支援体制の確保に努めること。

### (3) 児童相談所への同居児童の届出

児童相談所は同居届を受理した場合に児童福祉司指導を実施し、養親候補者は養子縁組相談支援の関わりから民間機関と相談しやすい関係があることを踏まえ、児童相談所と民間機関との連携に基づき、子どもの状況把握に努めなければならない。

### (4) 家庭裁判所への申し立ての支援等

法的手続きについて不慣れな場合、養子縁組機関が情報提供するか、または、適切な専門機関を紹介するなどの支援が必要である。児童の最善の利益の観点から、速やかに申立を行い、法律上の親子関係を成立させることが望ましい。養子縁組機関は、申立を躊躇する養親候補者には、どのような点に不安を持っているか等をよく聴き、必要な支援を行うことが必要である。

## 7 養子縁組成立後の支援

### (1) 子どもへの支援

養子となった子どもから生みの親に関する情報を知りたいとの相談があった場合には、養子縁組機関は適切に対応することが必要である。養子となった子どもの人生において、出自を知りたいという欲求が高まる時期が何度かあり、初めに思春期、次に子どもが生まれて親になったとき、最後に子育てを終え生活が安定したときが多いと言われている。そのような相談があった場合にも、丁寧に相談支援を行った上で、養子となった子ども